

令和8年度 鳥取県特別職非常勤職員（国民健康・栄養調査員「管理栄養士等」） 採用試験募集案内

◆鳥取県西部総合事務所米子保健所健康支援総務課◆

〒683-0802 米子市糀町1丁目160 電話(0859)31-9305 FAX(0859)34-1392
インターネット <https://www.pref.tottori.lg.jp/yonagohoken/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年8月5日(水)～同年9月3日(木)必着 ○持参、郵送どちらでも申込みができます。 ○郵送の場合は、令和8年9月3日(木)午後5時15分までに到着したもの。 (期限までに申込先へ到着したことが確認できるものに限り受け付けます。) ○持参による場合の受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日及び祝日は、閉庁日のため受け付けておりません。) ※上記の日時以外に持参又は郵送到着となった場合は、理由の如何を問わず受理しません。
試験日時	令和8年9月10日(木) ※試験開始時刻は、募集締切後、受験者に別途お知らせします。
試験会場	西部総合事務所 第22会議室 (米子市糀町1丁目160 西部総合事務所2号館2階)
試験結果発表日	令和8年9月15日(火)(予定)

◆試験に関する変更等については米子保健所ホームページでお知らせしますのでご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/yonagohoken/>

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
特別職非常勤職員 (国民健康・栄養調査員「管理栄養士 又は栄養士」)	3名	国民健康・栄養調査の実施に係る業務 (ア) 調査協力依頼のための世帯訪問 (イ) 調査票の回収及び審査 (ウ) 食事記録を基に調査対象者への聞き取りを 実施しデータ入力 ・マイクロソフトワード及びエクセル等による 書類作成業務があります。	西部総合事務所 米子保健所

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません
- (2) 必要な資格、免許等
 - ア 栄養士法第2条第3項に規定する管理栄養士の免許を有する方又は同法第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する方
 - イ 普通自動車運転免許
- (3) 責任を持って調査事務を遂行していただける方
- (4) 調査で知り得た事項を他人に漏らさない方
- (5) 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

4 試験内容

試験種目	内 容
人物試験	個別面接による人物試験(15分程度)

5 任用期間

任用期間(予定)	令和8年10月13日から同年12月25日まで ※任用期間の更新はありません。
----------	---

6 勤務条件(予定)

給 与	○報酬 時間額1,420円～1,790円 ※経験年数により異なります。 採用時までには制度改正又は給与改定があった場合にはそれによります。 (以下の項目も同様) ○費用弁償 勤務地又は地区までの往復に要する経費については、規程に従い支給します。
福 利	労働災害保険 対象
勤務日及び 勤務時間	任用期間内における総勤務時間 120時間以内(週30時間以内) (調査対象地区等の要件を勘案し、各調査員と協議の上、勤務日等を決定します。)

7 受験申込手続

提出書類等	下記の書類を提出期限までに郵送・ご持参ください。 ・採用試験申込書 1部 ※申込書には顔写真を貼付すること。 ・管理栄養士免許又は栄養士免許の写し ・運転免許証の写し
申 込 み 先	鳥取県西部総合事務所米子保健所 健康支援総務課(2号館3階) 〒683-0054 鳥取県米子市糺町1丁目160
申込書の 記載方法	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。採用予定者には採用手続等を伝えるためお電話しますので、携帯電話がある場合は必ずその番号を記入してください。
注意事項	1 封筒の表に赤字で「国民健康・栄養調査員受験(管理栄養士等)」と書いてください。 2 万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 3 提出書類は返却しません。 4 受験資格がない場合や申込書の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は合格を取り消す場合があります。 5 車いす等が必要な方は、会場準備等の都合がありますので、申込時にお知らせください。

8 採用予定者

- (1) 人物試験の得点の高い順に決定します。(ただし、採点項目の得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。)
- (2) 受験者全員に合否を文書で通知します。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、指定された窓口又は口頭で開示を請求することができます。

なお、電話又ははがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知します。通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の封筒（定型長3（23.5cm×12cm））を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位	合格発表日から1ヵ月	鳥取県西部総合事務所 米子保健所健康支援総務課

10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始10分前までに受験者控室（西部総合事務所2号館2階）に来場し受付を終えてください。（遅刻者は原則受験できません。）
- (2) 受験の際は、受験者本人であることが確認できるもの（運転免許証等）を携帯してください。
- (3) 西部総合事務所糺町庁舎（米子保健所）は敷地内も含めて全面禁煙です。

11 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送、採用手続き及び配属先の決定以外には利用しません。

12 受験会場案内図

